

第2部

区政運営方針

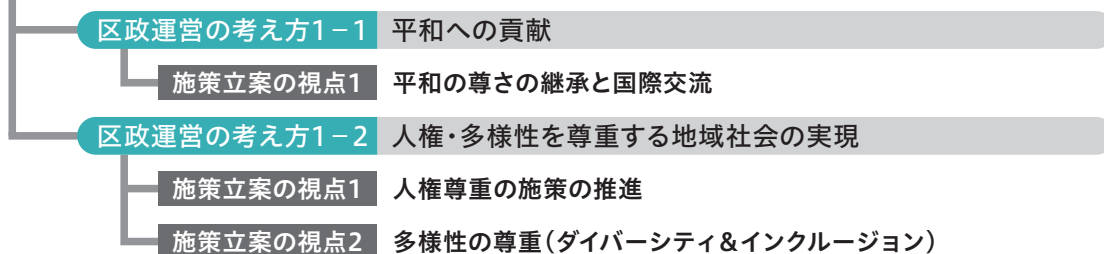


目黒区基本構想は、おおよそ20年先の令和22(2040)年を見据え、目黒区が目指すまちの将来像や基本的な政策の目標を明らかにしたものであり、この中では、基本構想を着実に実現するための3つの区政運営方針を定めています。

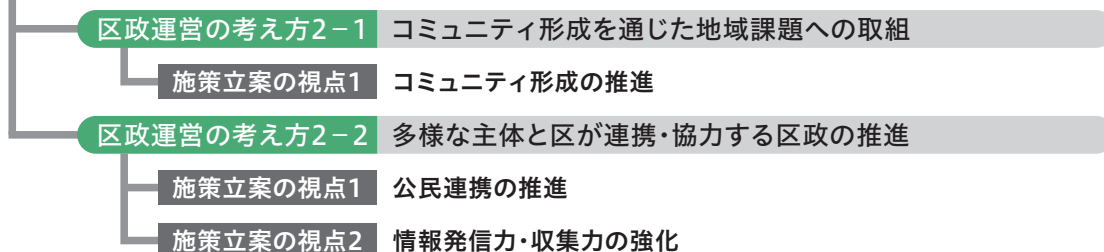
これら3つの区政運営方針に基づき、今後10年間の区政運営における考え方及び施策立案の視点を次のとおりとし、各分野別計画や実施計画の策定・推進等の区政運営に当たっての基本的な取組姿勢とします。こうした取組姿勢により、SDGs*が目的とする「誰一人取り残さない」包括的な社会の実現につなげていきます。

方針の体系

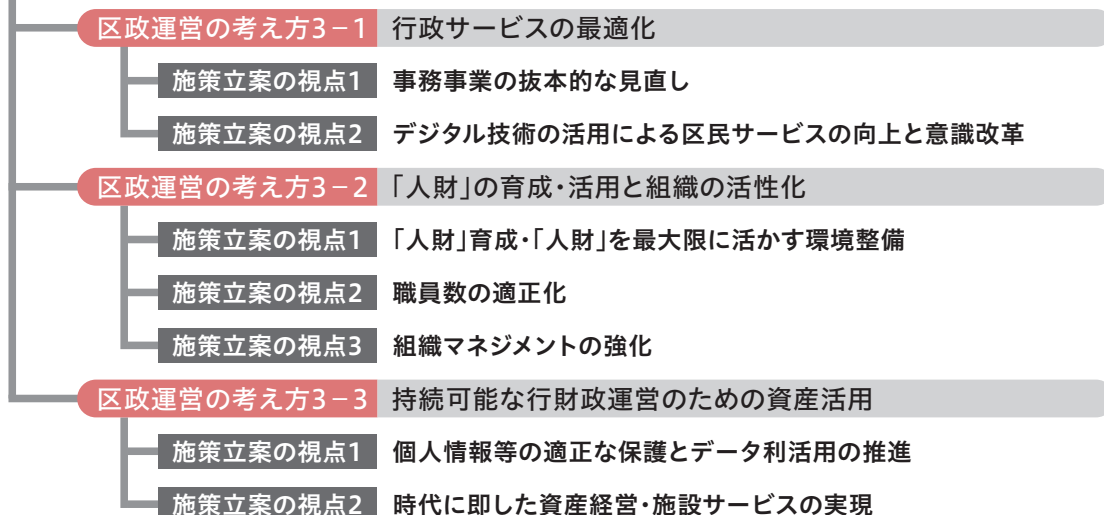
方針1 平和と人権・多様性の尊重



方針2 区民と区が共に力を出し合い連携・協力する区政の推進



方針3 未来を見据えた持続可能な行財政運営



方針1 平和と人権・多様性の尊重

20世紀半ば、多くの日本国民が犠牲になった第二次世界大戦の惨禍は、我が国の痛ましい歴史として刻まれています。世界中のあらゆる国家、地域においては、現在も様々な武力紛争やテロ行為が後を絶たず、尊い生命が失われているという現実があり、また、核兵器の廃絶も実現には至っていない状況です。

戦後75年以上が経過し、戦争を体験していない世代が大部分を占める現代においては、戦争の記憶は年々風化しつつあり、戦争の悲惨さ、平和の尊さ、核兵器の恐ろしさを次代に伝えて、受け継いでいくことが難しくなっています。

目黒区は、昭和60(1985)年5月に平和都市宣言を行って以降、宣言に込められた誓いの実現を目指し、平和に関する様々な事業を行ってきました。今後も、幅広い世代が平和について考え、受け継いでいけるよう、基礎自治体の活動として平和都市宣言の趣旨の普及に努めるとともに、継続的に平和記念事業や交流事業等を推進していくことが求められています。

人権尊重は、現在の日本国憲法や昭和23(1948)年に国連総会で採択された世界人権宣言において、社会の基本的な原理として掲げられているものです。この基本原理に基づき、人権に関する諸条約の締結、法令制定等が進められ、今日まで制度・環境整備、施策の推進が行われてきました。また、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための17のゴール(SDGs*)は、令和12(2030)年の達成を目指す国際目標であり、特に人権とは密接に関係しています。

しかしながら、現代社会に目を向けると、高齢者、障害者などに対する偏見、子どもが直面しているいじめや虐待・体罰、出自や国籍に関する差別など、様々な人権課題が存在しています。また、固定的な性別役割分担意識等による差別的な取扱いの解消や、すべての人の「性的指向と性自認」(SOGI)*における平等な取扱いなど、多様な性のあり方が尊重される社会の形成が課題となっています。

近年では、情報通信技術の発達によるインターネット上の誹謗・中傷、大規模災害に起因する被災者への偏見や新型コロナウイルス感染症に関連した差別など、社会状況の変化等に応じて新たな人権課題が生じています。

また、情報通信技術や輸送・交通手段の発達により、世界との距離が縮まり、グローバル化が急速に進んでいることから、我々は、日本にいながら各国の多様な価値観に触れたり、サービスを楽しむことができるようになってきました。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、「多様性と調和」を一つの大きな目標として掲げて令和3(2021)年に開催されました。本大会によって示された、人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治、障害の有無など、あらゆる面での違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め合うことで社会が進歩するとの概念から、自治体としても「多様性と調和」の重要性を改めて認識し、より一層人権・多様性の尊重に向けた取組を進めていく必要があります。

こうした状況の中、区はこれまで、すべての人が人間として平等に大事にされる社会の実現を目指し、「目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例」「目黒区子ども条例」などの条例の制定や「目黒区男女平等・共同参画推進計画」「目黒区子ども総合計画」などの計画策定、

これらに基づく普及啓発、意識醸成に係る取組等を通じて、様々な人権課題の解決に向け、広く人権政策を推進してきました。安心して自分らしく暮らし続けられる心豊かなまちを築いていくためには、年齢や国籍、性のあり方、障害の有無や出自等にかかわらず、個性や違いを認めてお互いを理解し、人権を尊重し合える地域社会の実現は重要な課題となっています。

区政運営の考え方1-1 平和への貢献

戦後75年以上が経過し、戦争体験者や被爆者の高齢化が進む中で、次代に平和な社会を引き継ぐとともに、戦争の記憶を風化させず、区民一人ひとりがすべての人の幸せと永遠の平和を願い、守り続けていく意識を醸成するため、目黒区平和都市宣言を踏まえて、基礎自治体として区民の平和への意識を高めるとともに、相互理解を促進する国際交流・友好親善を推進します。

施策立案の視点1 平和の尊さの継承と国際交流

- 区民が戦争の悲惨さを忘れることなく、戦争や核兵器のない世界を願い、平和の尊さを改めて考えることができるよう、学び・考える機会の創出や周知・啓発に努めます。
- 戦争や原爆の悲惨さを風化させないよう、戦争体験や平和への思いに接する取組を進め、平和の尊さや築き守り続ける大切さを次代に引き継ぎます。
- 様々な文化との相互理解や友好親善を推進するため、基礎自治体として外国都市や外国人住民等とのつながりを創っていきます。

区政運営の考え方1-2 人権・多様性を尊重する地域社会の実現

誰もが一人の人間として尊重されるためには、すべての人が人権を守ることの大切さを理解し、相互に人権を尊重し合うことが必要です。差別や偏見がなく自分らしく幸せに生きられる地域社会を実現するために、人権についての正しい理解と人権を尊重する意識の醸成を促進し続けるとともに、尊重されるからこそ公平・公正に自己実現できる、多様性が調和した社会の構築を図ります。

施策立案の視点1 人権尊重の施策の推進

- 誰もが一人の人間として尊重され、差別や偏見がなく、違いや個性を認め合う社会を実現するため、人権についての正しい知識の普及・啓発を推進します。
- 子どもが直面するいじめ、性のあり方、高齢者や障害者、部落差別(同和問題)、外国人などにかかわる様々な人権課題に対し、人権尊重の理念に基づいた施策を展開していきます。
- インターネット上での人権侵害、あらゆるハラスメントや暴力、大規模災害や様々な感染症に関連する不当な差別・偏見等が生じないよう、社会状況の変化等によって生じる新たな課題に対しても迅速かつ適切に取り組み、個々人の様々な違いを認め合い、相互に尊重し合う地域社会を目指します。
- 相互理解を進め、互いに尊重し合う意識醸成のため、多様な学び・交流の機会提供に努めます。
- 人権課題に直面した区民が孤立しないよう、安心して相談できる体制整備を進めます。

施策立案の視点2 多様性の尊重(ダイバーシティ&インクルージョン)

- 固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行の見直しを図るとともに、年齢や国籍、性別、性的指向や性自認、障害の有無や出自などによるあらゆる差別や偏見を解消し、一人ひとりの違いを個性として認め合い、多様性を尊重する社会の実現に向けた取組を区、区民、事業者等が連携・協力しながら推進します。
- 家庭、職場、地域などのあらゆる場面において、誰もが社会の対等な構成員として、個性を発揮して活躍できるようにするため、意識啓発・教育機会の提供や支援、相談体制の構築などを引き続き推進します。
- 区職員についても多様性を尊重し、個性や発想・価値観の違いを活かして職員の能力を最大限に引き出す環境整備・意識啓発を進めることで、区民から信頼される組織を目指します。



方針2 区民と区が共に力を出し合い連携・協力する区政の推進

目黒区は、平成12(2000)年に策定した基本構想において、基本方針の一つとして「区民と行政の協働によるまちづくりの推進」を掲げて取組を進めてきました。また、方針では「住民自治の理念のもとに、地域住民と行政が、共に地域社会を支える当事者であるという認識に立って、両者が従属的・依存的でなく、一定の距離と緊張関係をもって相互に影響し合いながら、共通する目的の実現を目指して連携・協力する関係」が必要であるとし、「欠くことのできない基本的な課題」として、地域の課題やまちづくりに取り組む地域共同体としての地域コミュニティへの形成支援を行ってきたところです。

また、伝統的な地縁組織である町会・自治会は、地域の防災、防犯、交通安全、環境美化など区民の日常生活に欠かせない活動を行うとともに、住民同士の相互交流を深めるなど、地域コミュニティの形成に寄与してきました。

区のコミュニティ施策は、昭和49(1974)年以降、小学校通学区域程度の広さを一つの生活圏域とする「住区」を設定し、住区内の誰もが参加できる開かれた場である住区住民会議の設置、運営支援を進めることで、コミュニティ形成を通じた地域課題の協議・解決の推進を図ってきました。住区住民会議は、多様な主体の交流・意見交換等により、「人と人とのつながり」の醸成、地域課題を自らの手で解決する住民自治の実現、互いの意見を尊重する協力関係や連帯感の構築などの取組を進めてきました。

平成29(2017)年には、今回の目黒区基本計画の策定に先立ち、コミュニティ施策の基本的な考え方を定めるものとして、「コミュニティ施策の今後の進め方」を策定しました。「住民が自分の地域に関心を持ち、地域の人と人とのつながりを基にして助け合い、支え合うことができる住み良い地域社会づくり」を進めることを基本的な考え方として、町会・自治会や住区住民会議をはじめとする地域にかかわる公益的な活動団体への支援を通じて、地域コミュニティの活性化に向けた取組を進めているところです。

今後の人口構造や社会状況の変化等に伴い、ますます多様化・複雑化する行政需要に的確に対応し、将来にわたり区民生活を支えていくためには、時代に応じて求められる役割を公と民が適切に分担しつつ、区、区民、町会・自治会や住区住民会議をはじめとする地域にかかわる公益的な活動団体など、多様な主体がそれぞれの強みを活かしながら、連携・協力し、持続可能な地域社会を実現することが必要です。

そのためには、これまで主として区が担ってきた公共サービスにおいて、多様な主体が互いの役割と責任を認め合い、総合的に連携し、知識や経験、技術等を活用することで相乗効果を発揮し、新たなサービスを創造・提供する「公民連携」の推進がより重要となっています。

これまでの「区民と行政の協働によるまちづくりの推進」により築いてきた地域コミュニティとの連携・協力関係をより一層高めていくとともに、地域の課題解決に向け、取組を積極的に進めていくための仕組みづくりが求められています。そのために、区は区民の区政参画促進に向けた区政運営の透明性の向上、区民等との信頼関係の構築を図り、より多くの区民や活動団体等と共に、防災・福祉・子育て・環境・教育といった幅広い分野における連携・協力を推進していくために必要な支援や、地域コミュ

ニティの更なる活性化に向けた取組を行っていく必要があります。

また、多様な主体がそれぞれの強みを活かしながら、連携して区政運営を進めていくためには、区が区民等に対して必要な情報・メッセージを適時適切に提供するとともに、区民等の意見を聴き、強い信頼関係に基づいた双方向のコミュニケーションにより区の目指す姿の実現につなげていくことが求められます。

限られた行財政資源の中で、効果的・効率的な区政運営及び区民サービスの向上の両立を図っていく上で、様々なノウハウを有する民間事業者等との連携も欠かせません。区は、「行財政改革大綱（平成10年（1998）3月）」において「行政サービスのあり方の総合的見直し」を基本的な考え方として、民間活力の最大限の活用を掲げて以降、各種事業等の委託化、区有施設における指定管理者制度*の導入など、行政運営の効率化、区民サービスの向上に努めてきました。近年では、民間事業者においても社会貢献活動が活発化するなど、社会的課題の解決に向けた取組や考え方も大きく変化しています。社会状況の変化等を踏まえながら公民連携の力を最大限に活かす、時代に即した取組が求められています。

区政運営の考え方2-1 コミュニティ形成を通じた地域課題への取組

区民が地域に関心をもち、主体的な地域コミュニティの形成により助け合い、支え合う住み良いまちづくりを進めていくために、地域コミュニティの形成を支援するとともに、目的の共有や役割分担のもと、区民が主役となる区政運営の推進に取り組んでいきます。

施策立案の視点1 コミュニティ形成の推進

- 地域コミュニティの基礎となる町会・自治会において、人と人とのつながりが創られるよう、地域への関心を高め、課題意識の共有と課題解決に向けた活性化を支援します。
- 地域の誰もが参加でき、意見交換・協議による合意形成等、「地域課題を解決する場」「住民参加・協議の場」としての住区住民会議の役割を明確化し、機能の充実や活性化を図っていきます。
- 地域の課題解決に向けて地域コミュニティ団体と連携・協力して取り組み、地域における人と人とのつながりを強化することで、自治意識や連帯感を共有し、主体的な住民参加に基づく区政運営を推進します。
- 地域の身近なコミュニティ活動の場である集会施設については、より多くの区民が利用しやすくなるよう、区有施設全体の最適化を図り、施設の設置目的にとらわれない新たな時代に即した考え方を整理し、適正かつ効果的・効率的に確保していきます。

区政運営の考え方2-2 多様な主体と区が連携・協力する区政の推進

行政需要に対する区の責任を果たすために、公がすべきこと、民がすべきこと、共に連携して進めるべきことを明確にした上で、区民、町会・自治会、住区住民会議、企業、教育機関などの多様な主体が強みを活かし、開かれた区政運営の中で互いが主体的に連携・協力・交流を図りながら、区と共に

持続可能で発展的な区政運営の実現に取り組む環境整備や仕組みづくりを行います。

施策立案の視点1 公民連携の推進

- 取組やサービスの提供者を区から地域の活動団体等に移行するだけでなく、地域課題を解決するためのパートナーとして、目的・目標を共有した団体等との連携・協力体制のもと、相乗効果をもたらすよう互いの主体的な取組を推進します。また、多様な視点でそれぞれのもつ資源の活用により創意工夫を凝らしながら、課題解決に向けた取組を推進します。
- 地域コミュニティ団体や民間事業者等の多様な主体が区政運営において主体的に役割を果たせるよう、区の役割と責任を明確化し、区は公平性・透明性を担保した上で、それぞれの強みを最大限に活かせるよう環境整備を進めます。
- 効果的・効率的な行財政運営の観点から、民間活力の活用を推進していくことを基本とします。行政経営の視点で、業務の効率化と区民サービスの向上に向けて取り組んでいくとともに、社会経済状況や区政を取り巻く環境の変化等も踏まえて絶えず見直しを行っていきます。

施策立案の視点2 情報発信力・収集力の強化

- 区政運営の透明性を高め、説明責任を果たし、区民・地域の活動団体・企業等と強い信頼関係を醸成しながら、連携・協力体制を築き、区民の区政参画を促していきます。また、多様な主体との連携を促進するために、区のもつ情報を積極的に公開・共有します。
- 誰もが必要な情報をわかりやすく簡易に入手できるよう、多様な媒体等を活用し、適切な表現・タイミングで訴求力の高い情報発信を進めます。
- 区民とつながる広報・広聴に向けて、職員一人ひとりの行動が区の情報を発信する広報媒体であることを意識するとともに、区政運営に当たって区民の声を活かす広聴を実践していきます。
- これまでの手法にとらわれない新たな区政参画の手法を確立しながら、区民意見を幅広く収集し、区民ニーズを的確に反映していきます。

